

# 湧水町公共施設等総合管理計画



令和 4年 3月  
鹿児島県湧水町

# 目次

---

1	はじめに	
1.1	計画策定の背景と目的	1
1.2	計画期間	1
2	公共施設等の現況及び将来の見通し	
2.1	老朽化をはじめとした公共施設等の状況	2
2.2	総人口や年代別人口についての今後の見通し	4
2.3	維持管理等に係る経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等	5
3	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	
3.1	現状や課題に関する基本認識	9
3.2	基本方針	9
3.3	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	10
3.4	庁内の推進体制	13
4	計画のフォローアップの実施方針等	14

# 1 はじめに

---

## 1.1 計画策定の背景と目的

---

本町では、快適な生活環境の構築や住民ニーズなどに対応するため、公共建築物やインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）を保有しておりますが、施設の老朽化等による大規模修繕や更新等が必要となることが予想されます。

さらに、本町は人口の減少や少子高齢化が著しく進んでおり、将来の人口規模に相応する需要を見据えた施設量の見直しが必要となっています。また、収税の低下や扶助費の増大により公共施設等の維持管理に関する財政は厳しさを増すことが確実であり、公共施設等の維持管理費を抑制していく必要があります。

このような状況において、全ての施設を維持・更新することは困難な状況であり、健全で持続可能な財政経営を実現するため、より効率的かつ効果的な公共施設の活用と最適な規模での維持管理が課題となっています。

また、総務省においては、平成 30 年 2 月 27 日に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が改訂されています。

本町においても長期的な視点で公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことが必要であり、公共施設等総合管理計画を策定することで、財政負担の軽減・平準化や行政サービスの水準の確保に向けた取組を実現します。

## 1.2 計画期間

---

公共施設等のマネジメントにおいては、長期的視点での取り組みが必要であることから、計画期間は令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年を計画期間とします。

ただし、計画期間内であっても、必要に応じ適宜見直しを行うものとします。

## 2 公共施設等の現況及び将来の見通し

### 2.1 老朽化をはじめとした公共施設等の状況

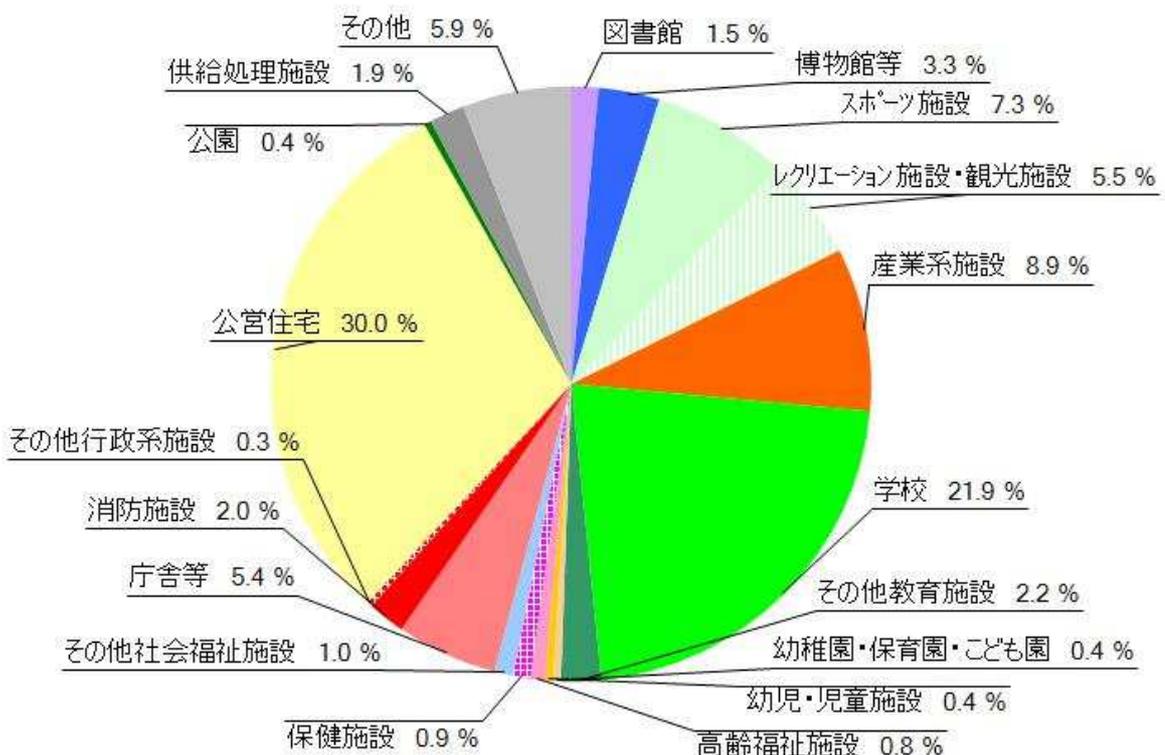
#### (1) 公共建築物

当計画は、今後の維持管理の取組の方向性を検討することを目的としており、町有公共建築物 179 施設（延床面積約 109,549 ㎡）を計画対象施設とします。

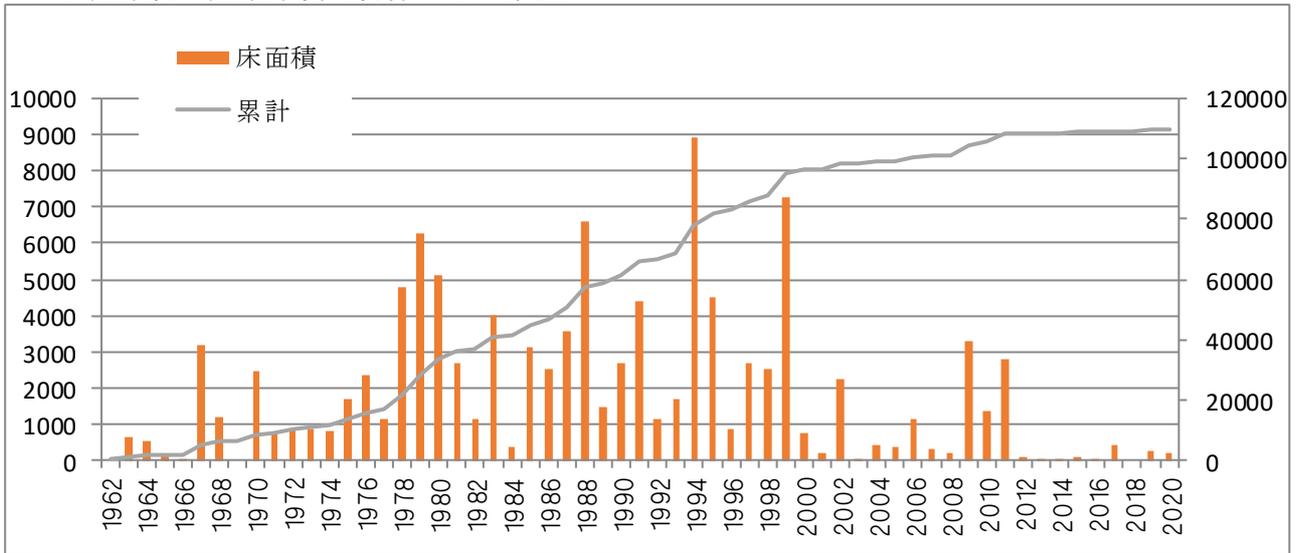
計画対象施設の多くは 1980 年代以降に建築されていますが、建築後 40 年以上経過した建築物が延床面積ベースで全体の 33%、30 年以上経過した建築物が全体の 61% を占めています。また、全延床面積の過半数を占める学校教育系施設及び公営住宅のうち、30 年以上経過した建築物は 64% を超えています。

・ 公共建築物の保有状況		
分類	施設数	延床面積 ㎡
社会教育系施設	3	5,196.71
スポーツ・レクリエーション系施設	15	14,063.18
産業系施設	21	9,723.61
学校教育系施設	27	26,398.52
子育て支援施設	2	936.03
保健・福祉施設	5	2,984.02
行政系施設	23	8,500.30
公営住宅	38	32,821.29
公園	6	422.66
供給処理施設	4	2,068.91
その他	35	6,433.99
計	179	109,549.22

#### ・ 施設分類ごとの公共建築物保有面積割合

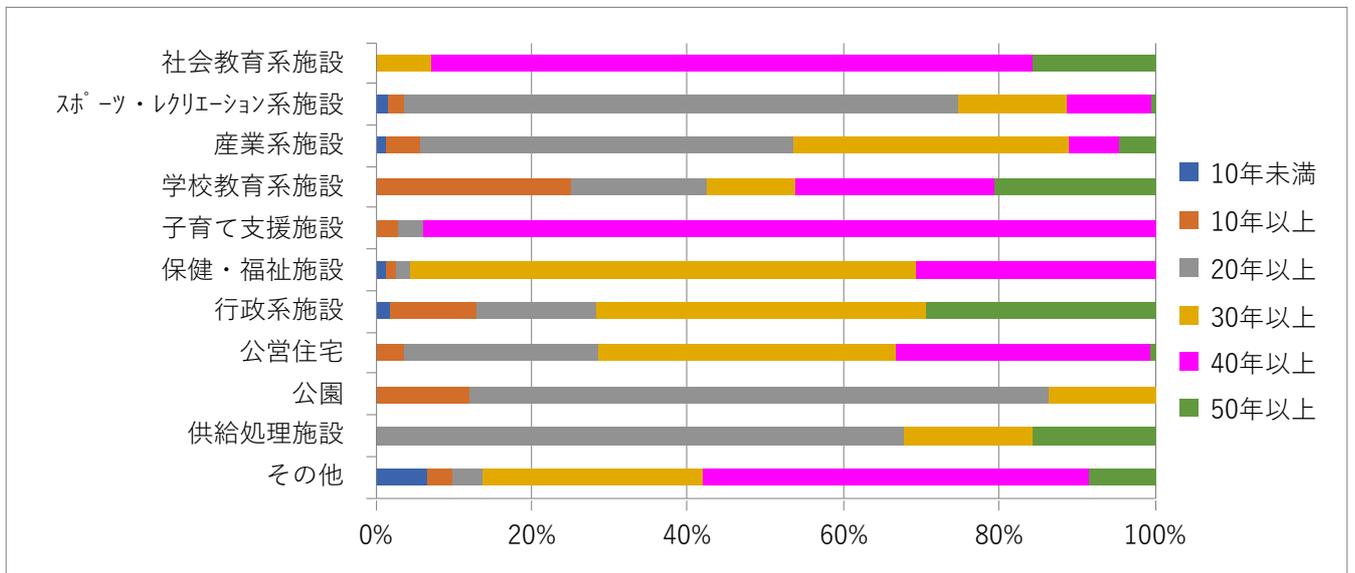


・公共建築物の建築年度（物件ごとに集計）



(湧水町資産台帳データ)

・公共建築物の累計別建築経過年数割合



(湧水町資産台帳データ)

(2) インフラ施設

インフラ施設は、道路が延長 382.84km、橋梁が延長 1.68km、上水道が延長 185.49km 保有しています。

・インフラ施設の保有状況

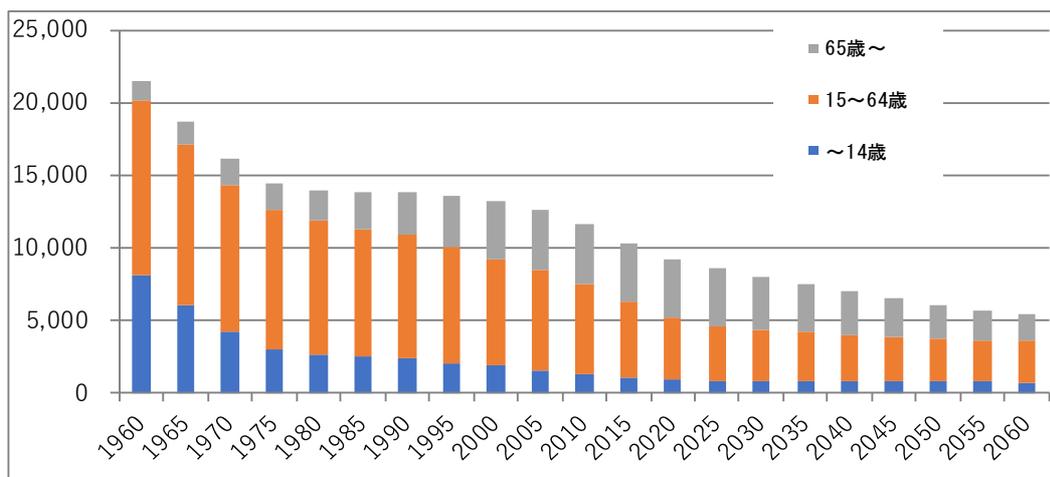
分類	施設延長
道路	延長382.84km（町道278.680km，農道36.852km，林道67.312km）
橋梁	延長1.68km（町道1.677km）
上水道	延長185.49km（導水管5.428km，送水管7.640km，配水管172.423km）

## 2.2 総人口や年代別人口についての今後の見通し

湧水町の総人口（合併前は、旧町の合計）は、昭和 25 年の人口をピークに減少が続き、近年においてはピーク時の半分以下にまで減少しています。今後もこの傾向は続き、2050 年には 6,076 人にまで減少することが予想されます。

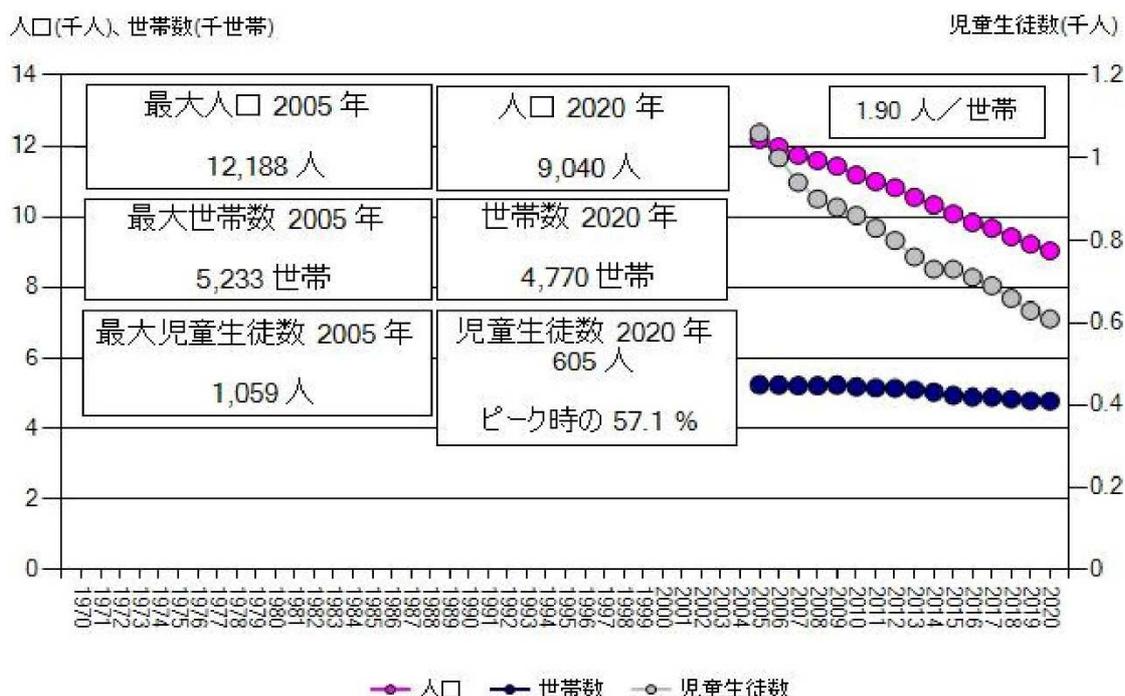
年齢階層別人口についてみると、65 歳以上の老年人口割合は、1960 年は 6.5%でしたが、2030 年には 45.7%にまで増加することが予測されています。その一方で、15 歳以上 64 歳以下の生産年齢人口割合は、1980 年の 66.4%をピークにその後は減少し続け、2030 年には 43.9%となり、老年人口とほぼ同じ割合で推移することが予測されます。

### ・総人口や年齢階層別人口の推移及び今後の見通し



(第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略 推計②：湧水町の総合戦略目標値より)

### ・合併後の人口及び世帯数の推移



(湧水町住民基本台帳データ)

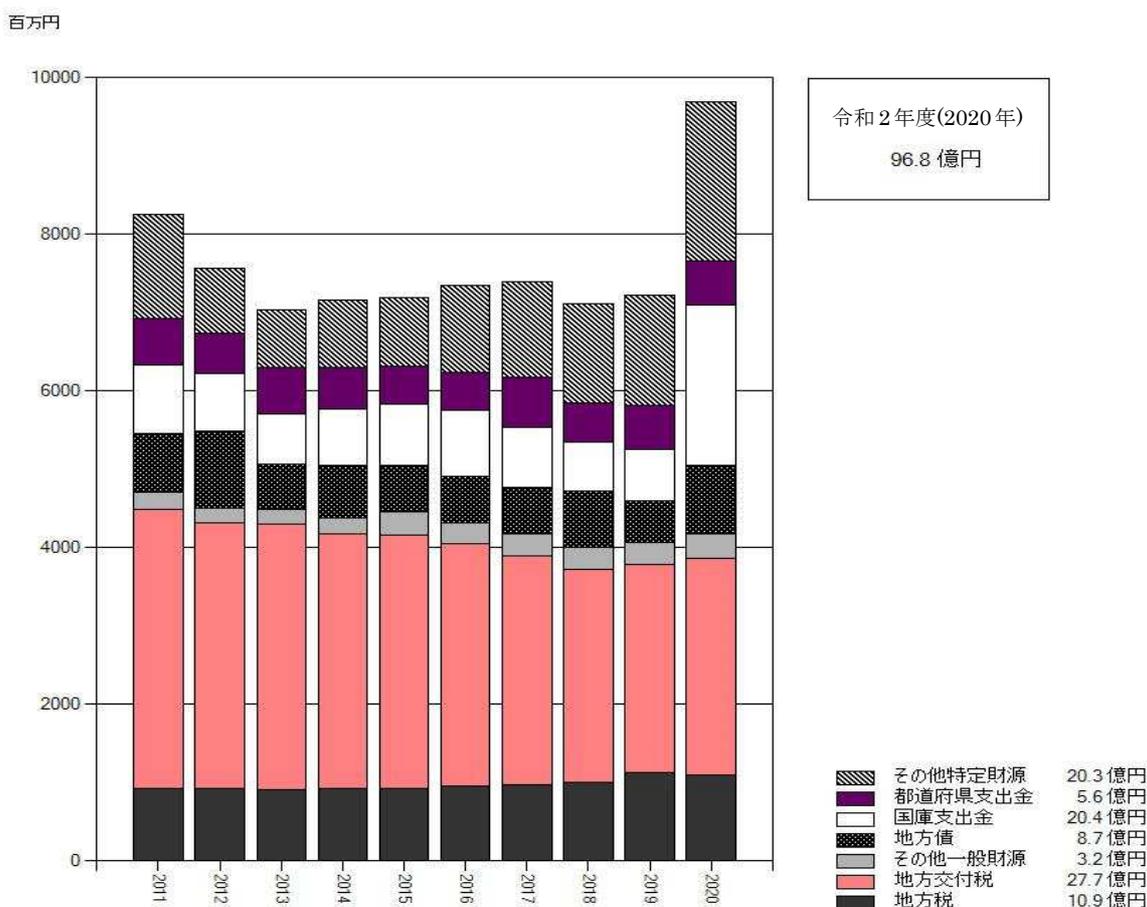
## 2.3 維持管理等に係る経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

### (1) 本町の財政状況の推移

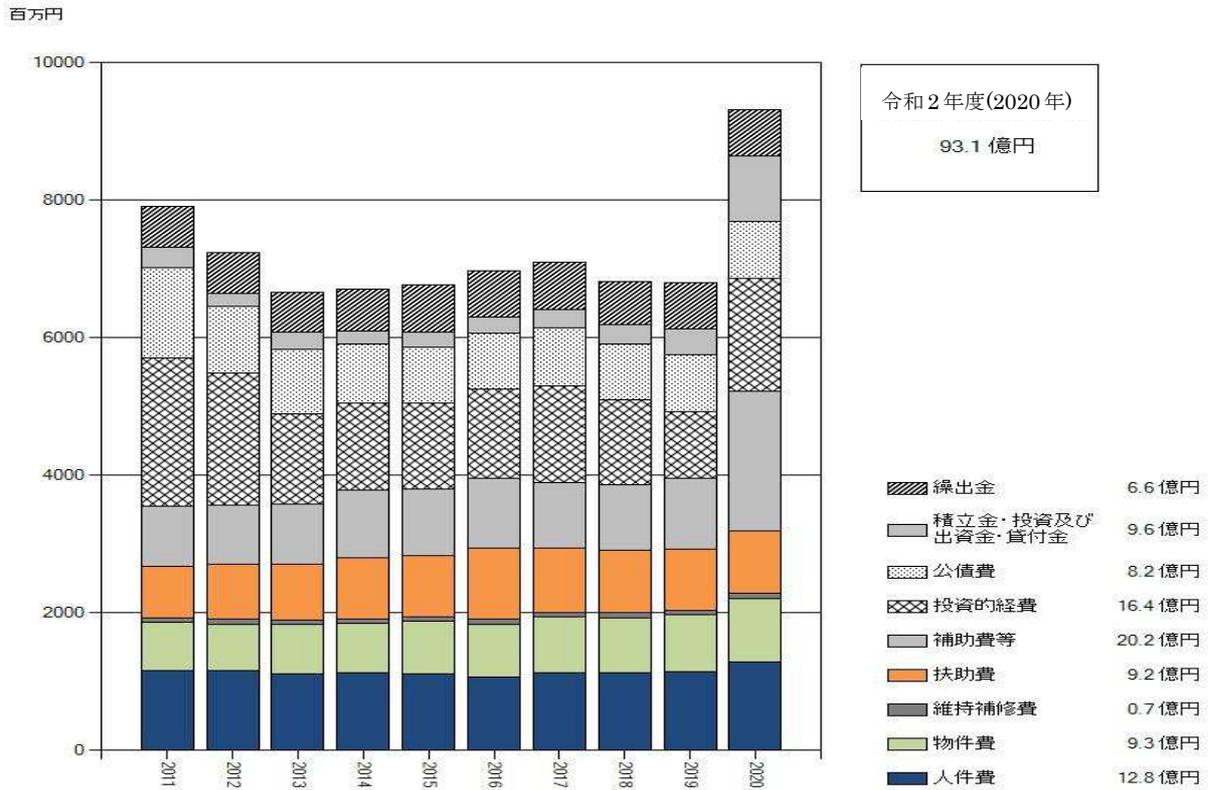
湧水町における令和2年度の歳入の状況は96.8億円となっており、うち12.7億円が新型コロナウイルス感染症対策費、防災無線整備費が3.4億円となっています。平成23年度の82.5億円から減少傾向にありますが、ここ数年は72億円前後を推移しています。そのうち一般財源が43億円前後で推移していますが、この大半を占める地方交付税は、合併特例法に基づく財政支援の終了により、平成27年度から令和2年度までに段階的に減少しています。また、特定財源は、国の施策の影響を受けて、増減が激しい状況にあります。

歳出の状況は、人件費や公債費を抑制しているものの、人口減少・少子高齢化が一段と進行する中、社会保障関係経費を中心に扶助費、各特別会計への繰出金が増加傾向にあります。さらに、今後、老朽化を迎える公共施設等の更新・維持管理経費が増加していくものと考えられるため、限られた財源を有効かつ重点的に配分し、歳入歳出のバランス及び財政規模の適正化を図りながら、無理のない健全な財政運営を推進する必要があります。

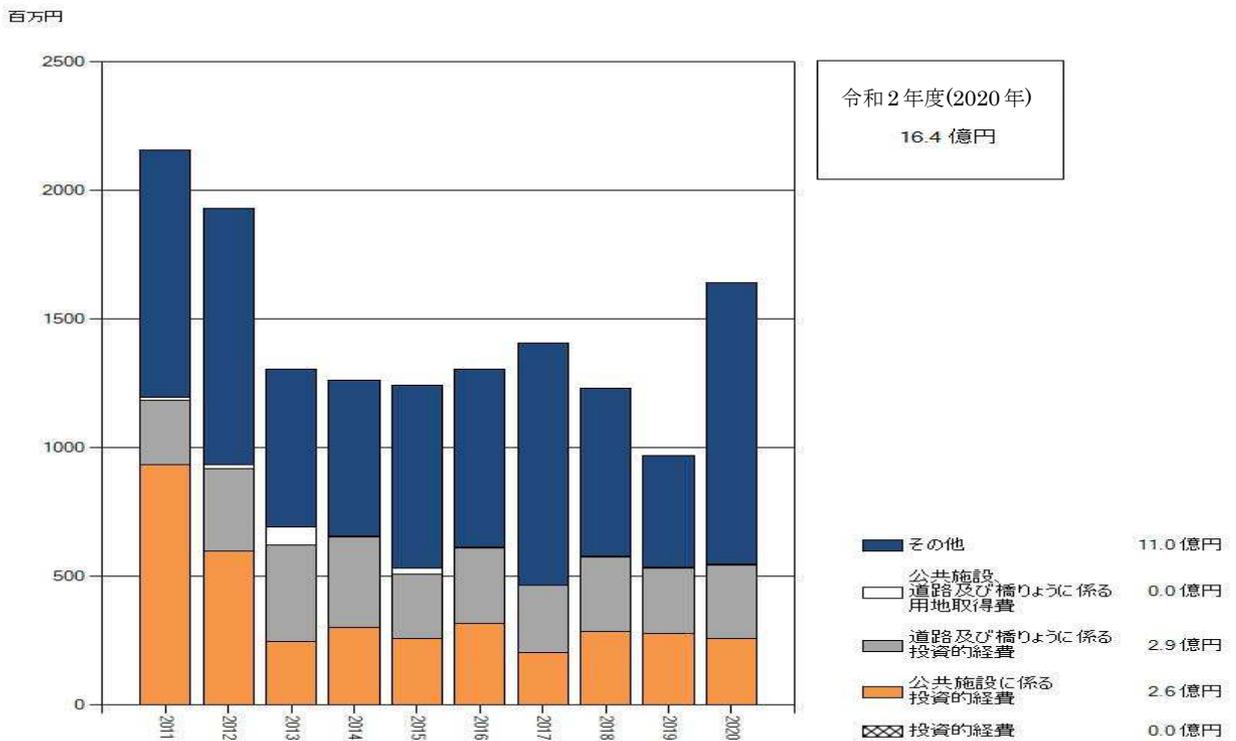
#### ・歳入決算額の推移（普通会計決算）



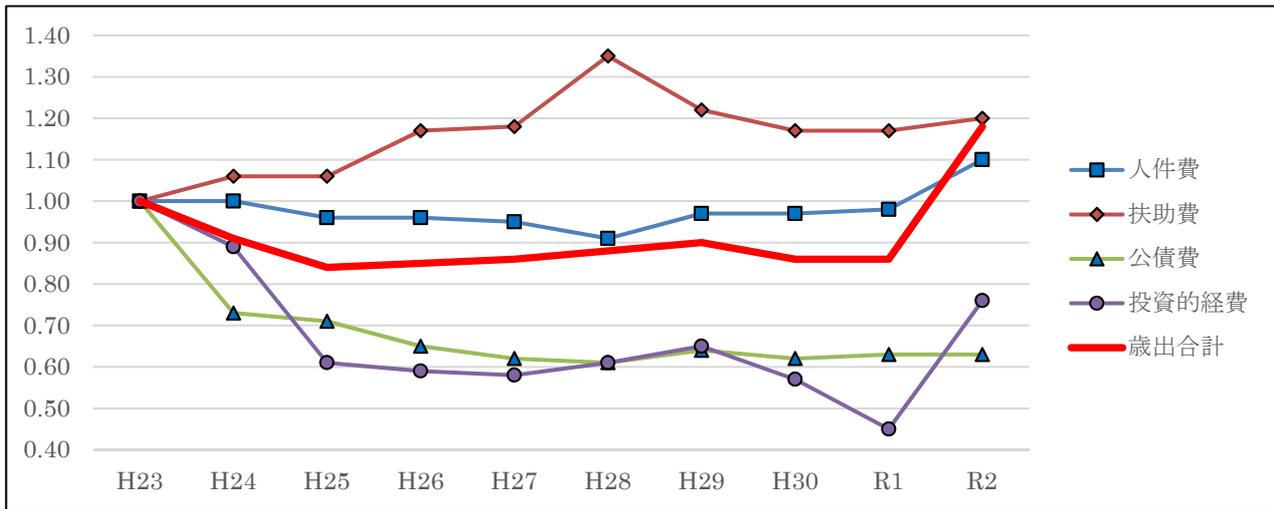
・歳出決算額の推移（普通会計決算）



・投資的経費の推移及び内訳（普通会計決算）



・歳出主要項目の平成 23 年度からの増加率

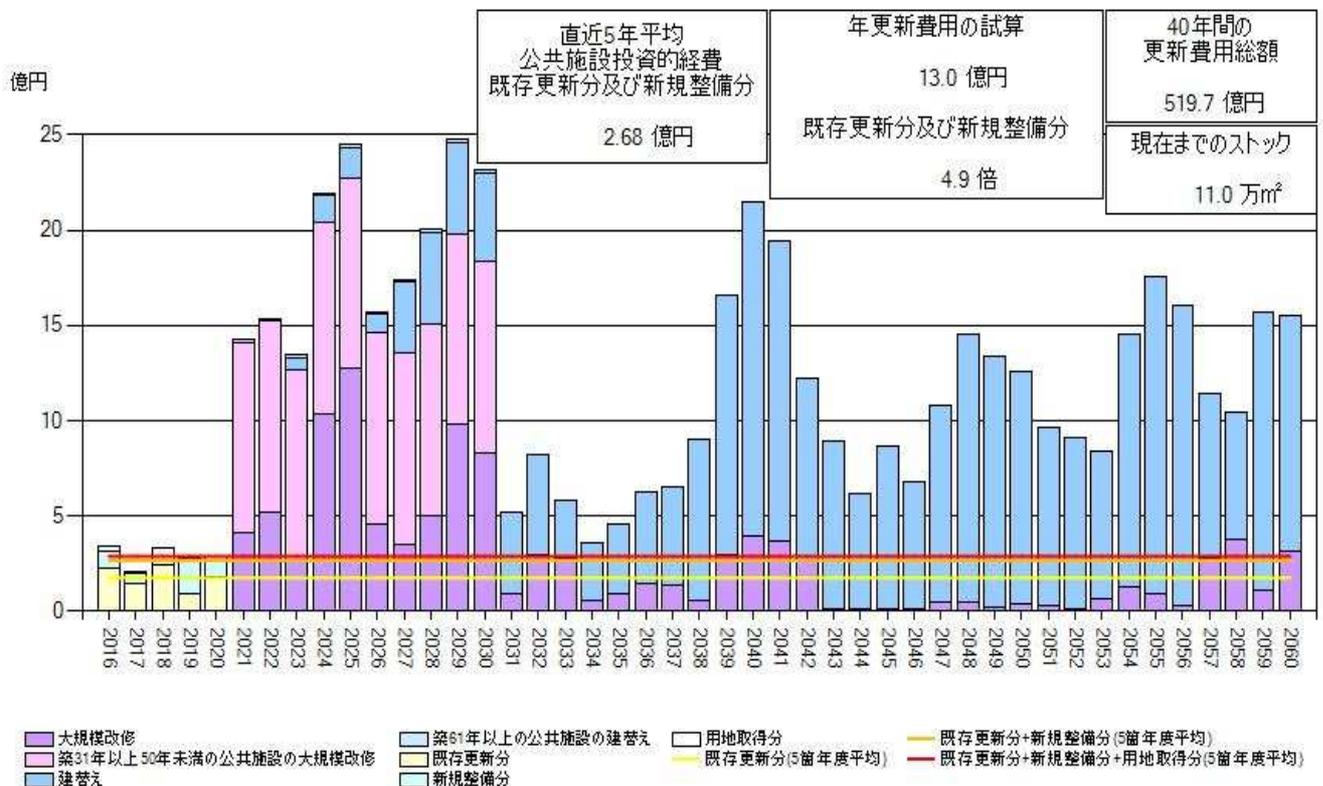


(2) 公共施設等の更新費用等の見込み

①公共建築物の更新費用と充当可能な経費の見込み

公共建築物をこのまま維持し、大規模修繕や耐用年数経過後の更新を行うと仮定した場合、今後 40 年間に約 519.7 億円、年平均にすると約 13.0 億円を必要とする試算となります。

一方で、公共建築物に関する投資的経費は、必要最小限の新規整備及び既存更新となる年度が継続したため、直近 5 箇年の平均は約 2.68 億円となっています。これは今後更新に必要な年平均額の 21%程度となっており、保有する施設を全て更新することは困難であると推測されます。



(総務省 公共施設等更新費用試算ソフトより)

## ②インフラ施設の更新費用と充当可能な経費の見込み

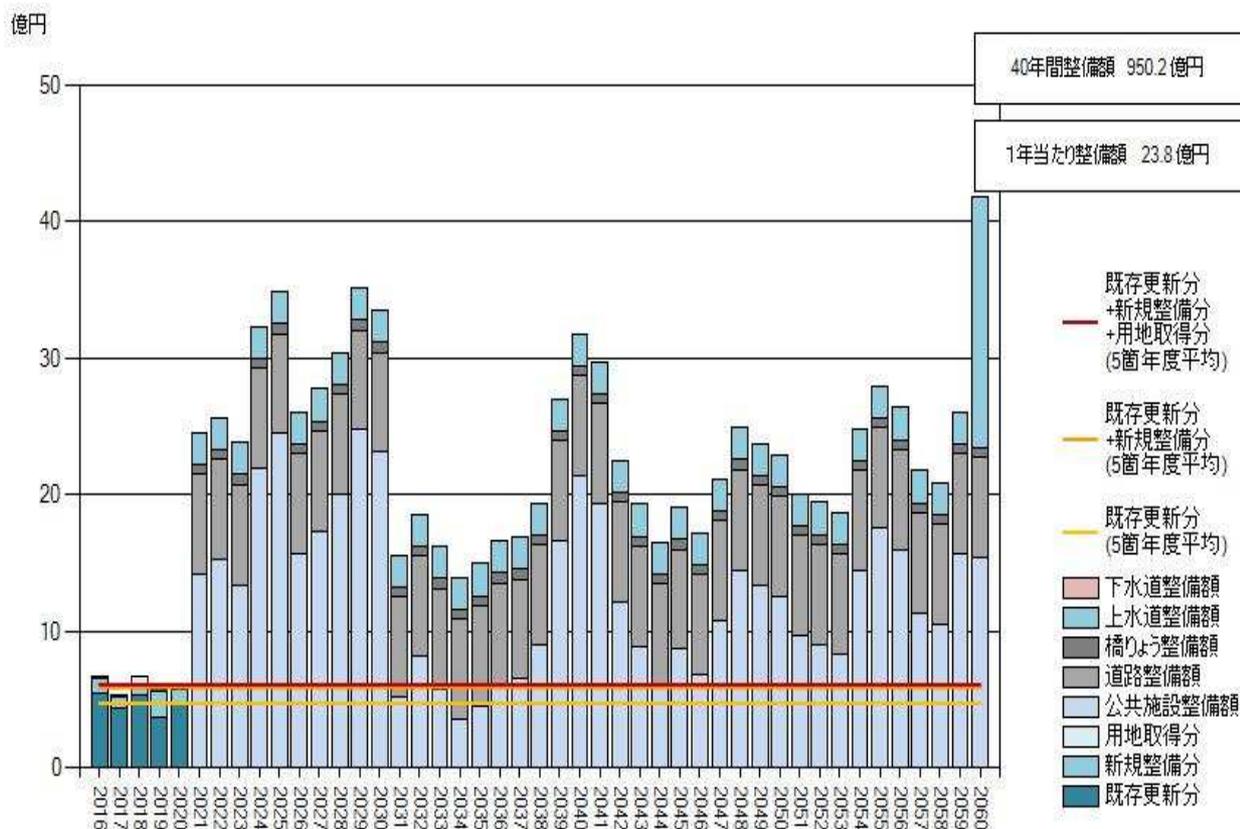
インフラ施設について、現在保有する施設をこのまま維持し、耐用年数経過後に更新を行うと仮定した場合、今後40年間に普通会計施設（道路・橋梁）は約321.4億円、公営事業会計施設（上水道）は約109.1億円、年平均にするとそれぞれ約8.0億円、約2.7億円必要とする試算となります。

一方で、インフラ施設に関する投資的経費の過去5箇年の平均は、普通会計施設で約2.80億円、公営事業会計施設で約0.44億円であり、今後更新に必要な年平均額を大幅に下回る結果となっています。

項目		更新費用		投資的経費
		今後40年間	年平均	過去5箇年平均
普通会計	一般道路	約293.4億円	約7.3億円	約2.80億円
	橋梁	約28.0億円	約0.7億円	
	計	約321.4億円	約8.0億円	
公営事業会計	上水道	約109.1億円	約2.7億円	約0.44億円

公共施設及びインフラ施設全体の更新費用は、今後40年間で950.2億円となり、1年当たりの整備額は23.8億円必要と試算されます。直近5箇年の平均投資的経費は約5.9億円であり、今後更新に必要な年平均額の25%程度となることから、効果的な公共施設の活用と最適な規模での維持管理を行うことが今後の課題と考えられます。

### ・全体更新費用\_将来の更新費用の推計（公共施設及びインフラ資産）



### 3 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

---

#### 3.1 現状や課題に関する基本認識

---

公共建築物については、過去5箇年における維持・改修等にかかる平均額を大きく上回る大規模修繕や耐用年数経過による更新等の費用が必要と試算されます。さらには、投資的経費についても逼迫する財政状況の中で現状レベルを維持することも保証できない状況であることから、本町が保有する179施設（延床面積約11.0万㎡）の全てを維持し続けることは困難であると考えられます。

また、町の人口は減少する一方である中、人口規模に見合った施設量の適正化、維持管理の効率化について検討を行っていく必要があります。

施設の安全面では、新耐震基準が適用される1981年以前に建築された建築物が全体の33%（延床面積ベース）を占め、耐震性を有さない建築物が残存していることも予想されることから、精査した上での対応が必要となっています。

インフラ施設についても、公共建築物と同様の推計結果となっていますが、生活を支える重要な施設のため廃止することは困難であることから、維持管理の効率化等により安定的な維持管理を行っていく必要があります。

延床面積200㎡以上の公共施設を対象とした「湧水町公共施設等個別施設（長寿命化）計画」を令和2年度に策定し、今後の運営方針を定めています。持続可能な公共施設等の運営につなげるため、施設の統廃合や優先的に整備すべき施設、また、維持管理コストの低減や財政負担の軽減等、これらの計画も含め、総合的に検討し適切な判断を行う必要があります。

#### 3.2 基本方針

---

前述の現状や課題を踏まえ、本町における公共施設等を総合的に管理していくための基本方針を以下のように設定します。

##### 公共施設等を総合的に管理していくための基本方針

- (1) 維持管理コストの縮減，平準化
- (2) 適正な施設規模への見直し，合理化
- (3) 財源の確保
- (4) 管理に関する情報，体制の構築
- (5) 施設の安全性や耐震性の確保

### 3.3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

基本方針ごとに管理に関する基本的な考え方を示します。

#### (1) 維持管理コストの縮減，平準化

##### ①適切な点検・診断等による問題箇所早期発見（点検・診断等の実施方針）

施設の劣化が進行する前に予防保全型の維持管理を実施し，長期的な維持管理コストを縮減していくため，マニュアルに基づき点検・診断等を実施します。これらの点検・診断等の結果はデータベース化し，マニュアルの改善等に活用します。

また，問題箇所の早期発見のため，管理実施職員以外の職員や利用者からの報告により，情報共有を図っていきます。

##### 公共建築物

効率的に点検・診断等を実施していくため「点検・診断等マニュアル」を作成し，マニュアルに基づき，点検・診断等を実施します。用途廃止予定となる施設については，事後保全型の維持管理とし，その他の施設は予防保全型の維持管理を原則として適切な点検・診断等に努めます。

##### インフラ施設

インフラ施設は，現状の施設の維持を基本とし，全ての施設において予防保全的な維持管理ができるように適切に点検・診断等を実施します。橋梁については，橋梁長寿命化修繕計画に基づき職員による日常点検を実施するとともに，外部委託による定期点検を実施し，石橋は点検要領を参考に，その他の橋梁はマニュアルに基づき定期点検に努めます。

##### ②長寿命化等によるトータルコストの削減（長寿命化の実施方針）

これまでの対処療法的な事後保全型の維持管理から施設の劣化が進行する前に計画的に行う予防保全型の維持管理に転換し，施設の長寿命化を図り，施設のライフサイクルコストを縮減します。長寿命化にあたっては，施設の重要性や点検・診断等を踏まえて優先順位や維持管理方策を検討するなど，最大限の効率性や実施効果が得られるよう努めます。また，管理コスト削減に繋がる工法や取組を積極的に導入します。

##### 公共建築物

点検・診断等の結果を踏まえて維持管理方策を検討し，長寿命化を推進します。

公営住宅については，住宅長寿命化計画に基づき長寿命化を進めることとしますが，当計画との整合性を図る必要が生じた場合は，適宜計画の見直しを行います。

##### インフラ施設

橋梁については，橋梁長寿命化修繕計画に基づき，その他の施設も同様に個々の長寿命化計画等を策定し，計画に基づいた長寿命化を実施します。

また，上水道については，独立採算を原則とした公営事業会計施設であることから，湧水町水道ビジョンに基づき経営的な視点で維持管理等を行います。

それぞれの計画については，当計画との整合性を図る必要が生じた場合は，適宜計画の見直しを行います。

### ③遊休・余剰資産の売却等

遊休・余剰資産については、売却や貸出について検討し、管理コストの縮減と新たな投資財源の捻出に努めます。

### ④年度間の管理コストの平準化

点検・診断等の結果や建替え時期、予算等を踏まえて年度間の管理コストの平準化について適宜検討します。

### ⑤効率的な施設の更新によるコストの縮減

施設の建替えや大規模改修にあたっては、その後の維持管理費を試算した結果をもとに工法等の検討を行うこととします。また、インフラ施設については、普通会計及び公営事業会計で連携し、道路舗装改修等に合わせて水道施設の更新を行うなど、費用の縮減に努めます。

## (2) 適正な施設規模への見直し、合理化（統合や廃止等の推進方針）

### 公共建築物

財源不足を解消するため、施設の統合、廃止、規模の縮小、機能の複合化を基本とし、新たな施設整備は必要性の高い施設のみとします。

地域で利用されるコミュニティ施設等については、地域間の均衡などに配慮した適切な規模への見直しを検討します。

施設の統合等の検討にあたっては、検討に必要な施設の利用状況や維持管理状況等の情報を用いて適正な規模への見直しや合理化について、町民の意向を踏まえながら検討を行います。

### インフラ施設

インフラ施設は、生活を支える重要な施設であるため、現状の施設の維持を基本とします。

## (3) 財源の確保

### ①基金への積み立て

財政上安定的に公共施設の更新を行うため、不要財産の売却益等については財政調整基金に積み立てるなど経費の財源確保に努めます。

### ②国・県の補助制度等の活用

公共施設の管理等において、国・県の補助制度等を活用し、本町の財政負担を軽減します。

### ③民間事業者との連携

新たな公共施設の整備や運営等において、様々な資金やノウハウを持つ民間事業者の活力を積極的に活用するPPP（パブリック プライベート パートナーシップ）、PFI（プライベート ファイナンス イニシアティブ）の導入について検討します。また、民間施設を活用した公共サービスの提供についても検討します。

### ④施設使用料の適正化

管理費の財源を確保していくため、施設使用料の適正化について検討します。

## （４）管理に関する情報、体制の構築

施設の点検・診断等の結果、維持管理、更新等の履歴をデータベース化し、維持管理方策や更新時の設計仕様見直し等、基礎資料として活用します。

また、公共施設等の管理を総合的に実施していくための庁内の横断的な体制を整備し、職員が維持管理に関する問題意識を持ち改善に繋げるため、関係する講習会等への積極的な参加に努めます。

## （５）施設の安全性や耐震性等の確保

### ①安全確保の実施方針

危険性を有する施設においては、安全対策を講じ、町民や利用者等の安全性を確保します。

#### 公共建築物

点検診断等の結果により高度の危険性が認められた場合には、利用者等の安全性を確保した上で、早期の修復に努めます。

また、供用廃止となり利用見込みの無くなった施設については、処分を検討するとともに、関係者以外の者が立ち入らないようにするなどの安全対策を講じます。

#### インフラ施設

インフラ施設は、生活を支える重要な施設であるため、高度の危険性が認められた場合は、安全性を確保するための応急措置を施した上で、早期に修復に努めます。上水道については、老朽化に伴う破裂事故等を防止するため、計画的な配管等の更新を進め、安定した水の供給に努めます。

### ②耐震化の実施方針

点検・診断等により耐震性に問題があると判断された場合は、耐震化方策を検討し、耐震改修の実施や耐震性のある施設への更新を行います。特に災害時に活動拠点や避難所となる施設やアクセス路線については、重点的に耐震化を行うこととします。

### ③ユニバーサルデザイン化の推進方針

建築物の長寿命化にあたり、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、公共施設のバリアフリー化に取り組むとともに、個人のライフスタイルや価値観の多様化に対応していくためにも、年齢、性別、身体状況、国籍などの違いにかかわらず、可能な限り多くの人と同じものを利用できるようユニバーサルデザイン化の推進に努めます。

## 3.4 庁内の推進体制

---

### (1) 全庁的で横断的な推進組織づくり

公共施設等を総合的に管理していくため、全庁的な取組体制の構築を進めます。

公共施設等に関する情報を活用するなど、総合的な管理を実施していくためには、担当課が管轄・管理する公共施設等の情報を集約・共有できる体制や組織間の連携強化が必要となります。そのため、財務や町有地、庁舎管理、一般公共物（担当課所管を除く。）に関する業務を担当する企画財政課を中心に公共施設等を所管する担当課と連携し、公共施設等に関する情報を集約・共有できる体制の構築を進めます。

### (2) PDCA サイクルを意識した段階的な実施計画の作成

本計画は、10年先を見据えた長期にわたる公共施設等のあり方を示すものであり、実際には、その時々的人口動向や社会情勢、財政状況等を考慮し、適宜、見直しを行いながら進めていく必要があります。そのため、本計画及び各施設計画等を基本に、PDCA サイクルを取り入れながら、個々の公共施設等に応じたマネジメントを実施していく方針とします。

『PDCA サイクル (plan-do-check-act cycle)』とは、事業活動における生産管理や品質管理等の業務を円滑に進める手法の一つです。

『Plan (計画) ⇒ Do (実行) ⇒ Check (評価) ⇒ Act (改善)』の4段階を繰り返すことにより、業務を継続的に改善します。

## 4 計画のフォローアップの実施方針等

---

維持管理に関する庁内の横断的な体制を整備し、定期的に検討会を実施することにより、情報管理・共有を図りながら計画の進捗状況を確認します。また、施設の点検・診断結果等を踏まえた維持管理・更新等を推進するため、トータル管理コストの縮減、年度間の管理費の平準化の視点で管理方策や更新施設の優先順位等について検討するとともに、計画の見直しについても検討します。

また、新たな公会計制度に伴う固定資産台帳を随時更新しながら各施設の管理コストを明確にし、計画の精度向上に努めます。